

京都市教育委員会告示第6号

平成14年3月14日京都市教育委員会告示第11号（個人演説会，政党演説会又は政党等演説会の開催のために必要な施設の設備の程度及び候補者，候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が納付すべき費用額）は，廃止します。

平成16年6月21日

京都市教育委員会
（教育委員会事務局総務部教育環境整備室）